

沼津市空き家対策Instagram（インスタグラム）運用方針

令和7年4月
沼津市住宅政策課

（目的）

1 世界中のInstagram利用者に向けて、沼津市の空き家に関する現状や補助金交付等の取り組みを発信することで、空き家の発生予防や適正管理、利活用及び流通促進に寄与することを目的とする。

（適用）

2 この基準は、沼津市空き家対策Instagram（以下「本ページ」という。）を使って情報発信をする際に適用する。

（管理運用体制）

3 発信情報の適正性の確保に努めるために、情報提供管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、原則、住宅政策課長をこれに充てる。

4 本ページの効果的な運用を確保するために、情報提供担当者（以下「担当者」という。）を置き、原則、住宅政策課の職員をこれに充てる。

5 本ページ用に取得したアカウントのID・パスワード等は部外者に開示してはならない。

6 他のInstagramに本ページのアカウントではフォロー、コメント、シェア及び「いいね」機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認めるアカウントについては担当者の判断で例外とすることができる。

（意思決定）

7 情報発信については、原則として管理責任者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはInstagramの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。

（1）イベント等の現況などをその場で情報発信する場合

（2）緊急情報を発信する場合。

（3）既に管理責任者の決裁を得て実施している取り組みを発信する場合。

（コメント等への対応）

8 本ページに対するコメント（意見や反応等）については、原則回答しない。市政等に関する質問・意見については、関係課への直接連絡や市民の声システムを利用するように呼びかけるものとする。

（掲載基準）

9 本ページに対し、下記の内容を含んだ動画及び写真（記事）の掲載を禁止するとともに、コメント等が投稿された場合は、コメントの削除やアカウントのブロックなどの対応をとるものとする。

- (1) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの。ただし、個別ハッシュタグにおける空き家対策の目的やテーマに資するものを除く。
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 個人宣伝になるもの
- (10) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (11) その他掲載することが不適当と認められるもの

付則

この運用方針は、決裁日から施行する。